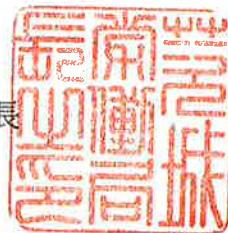


茨労発基 1120 第 1 号の 2
令和 2 年 11 月 24 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
茨城県支部長 殿

茨城労働局長



令和 2 年度年末年始労働災害防止強化運動について（要請）

立冬の候、貴団体におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃より、労働災害防止をはじめとする労働行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県内における 10 月末現在の労働災害は、休業 4 日以上の死傷者数は 2,280 人と前年比 +127 人 (+5.9%) の大幅な増加となっており、特に増加が顕著なのが、陸上貨物運送事業 319 人（前年比 +44 人、+16.0%）と社会福祉施設 153 人（前年比 +43 人、+39.1%）であり、この 2 業種で 87 人も増加しており、本年増加分の約 7 割を占めるなど、大変憂慮すべき状況となっています。

死亡者数については、7 月以降に毎月複数人が亡くなり、この期間での死亡災害が 9 人に達するなど、計 16 人の尊い命が失われ、年末にかけて一層の災害防止対策が急務となっています。

これらの状況に加えて、これから迎える年末年始は、掃除や機械設備の保守点検等の作業が多くなるほか、積雪や凍結等による労働災害発生のリスクが大きくなること、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策を徹底しながら事業活動を展開するなど特別な年末年始となります。

このため、茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、別紙要綱のとおり「令和 2 年度年末年始労働災害防止強化運動（以下「強化運動」という。）」を令和 2 年 12 月 1 日（火）から令和 3 年 1 月 31 日（日）まで展開することといたしました。

つきましては、「4(2) 事業場の実施事項」に関して、傘下の会員事業場に対し広く周知・徹底していただくよう要請いたします。

【別添資料】

資料 1 令和 2 年度年末年始労働災害防止強化運動リーフレット

資料 2 茨城県内の労働災害発生状況

（令和 2 年 10 月末現在（速報値）・令和元年発生分（確定値））

資料 3 令和 2 年 死亡災害事例（茨城県内の 10 月末現在）

令和2年度年末年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

1 趣 旨

県内における10月末現在の労働災害は、休業4日以上の死傷者数2,280人（前年比+127人、+5.9%）の大幅な増加となっており、特に増加が顕著なのが、陸上貨物運送事業319人（前年比+44人、+16.0%）と社会福祉施設153人（前年比+43人、+39.1%）であり、この2業種で87人も増加しており、本年増加分の約7割を占めるなど、大変憂慮すべき状況である。

死亡者数については、7月以降に毎月複数人が亡くなり、この期間での死亡災害が9人に達するなど、計16人の尊い命が失われ、先日発生した酸素欠乏症等による死亡災害など、年末にかけて一層の災害防止対策が急務となっている。

これらの状況に加え、これから迎える年末年始は、掃除や機械設備の保守点検等の作業が多くなるほか、積雪や凍結等による労働災害発生のリスクが大きくなること、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策を徹底しながら事業活動を展開するなど特別な年末年始となることから、以下により「令和2年度年末年始労働災害防止強化運動」を実施する。

さらに、12月は、転倒災害防止対策（「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」）の重点取組期間であることから、転倒災害防止対策の推進を図ることとする。

2 実施期間

令和2年12月1日（火）から令和3年1月31日（日）までとする。

3 実施者

- (1) 茨城労働局及び水戸・日立・土浦・筑西・古河・常総・龍ヶ崎・鹿嶋労働基準監督署
- (2) 事業場

4 実施事項

(1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項

- ① 災害防止関係団体等に対し、強化運動の取組を推進するための要請を実施
- ② 建設工事関係機関等に対し、強化運動の推進等の協力を依頼
- ③ 労働基準監督署長等によるパトロール等の実施
- ④ 各種会議、ホームページ、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会を捉えた、強化運動の周知啓発

(2) 事業場の実施事項

- ① 経営トップによる年末年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明
- ② リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、自主的な安全管理活動の活性化
- ③ KY（危険予知）活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の推進
- ④ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検
- ⑤ 事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロール
- ⑥ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食生活、運動等）に関する健康指導

(3) 重点業種別の対策

ア 製造業

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、墜落・転落災害が多く発生していることから、以下に留意する。

- ① 機械設備の回転部分等に安全カバーを取り付け、点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させる。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられていることを確認する。
- ② 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害のリスク低減をする。食品工場等水を扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使用する。
- ③ 高所に物の置き場所がある場合は、手すりを取り付け、高所で作業する場合は、墜落制止用器具を使用する。

イ 建設業

建設業では、墜落・転落災害が多く発生していることから、手すりの未設置等墜落防止対策を中心に、以下に留意する。

- ① 足場を設置してから作業する。荷の搬入などにより一時に手すりを取り外した場合、必ず関係者に伝え、後回しにせず直ちに復旧する。
- ② 手すりを取り外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具（旧名称：安全帯）を着用し、墜落による危険を防止する。
- ③ はしごや脚立を使用するときは、使用方法を遵守し、安全に作業する。
- ④ 建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置する。
- ⑤ 土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置する。

ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック荷台等からの墜落災害が多く発生していることから、荷主ガイドラインを参考に荷主へ協力を依頼し、以下に留意する。

- ① 荷台への昇降を安全にするため、車両へ足を掛けるステップやつかまるこことできるグリップを取り付ける。
- ② 荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、墜落防止のための親綱や簡易作業台を設置する。
- ③ ヘルメット（保護帽）を着用する。

エ 第三次産業

小売業、社会福祉施設、飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多く発生しており、以下に留意する。

- ① 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策も徹底する。
- ② 「STOP！転倒災害プロジェクト茨城」を展開し、特に12月は、重点的に職場の転倒災害防止対策に取り組む。
- ③ 安全推進者を選任し、安全衛生活動、安全衛生教育などの労働災害防止対策に取り組む。
- ④ 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修する。
- ⑤ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保する。
- ⑥ 正しい荷物の持ち方等腰痛防止教育の実施や腰痛防止体操を実践する。

表

茨城県内の労働災害発生状況(令和2年10月)
(令和2年10月末現在(速報値)・令和元年発生分(確定値))

業種別	(10月末速報値)								令和元年 (確定値)	
	死傷者数 (休業4日以上)		うち死亡者数		増減				死傷者数 (休業4日以上)	うち死亡者数
	R元年 1月～10月	R2年 1月～10月	R元年 1月～10月	R2年 1月～10月	死傷(%)		うち死亡(%)			
計	2,153	2,280	21	16	127	(5.9)	-5	(-23.8)	2,966	24
製造業	646	621	11	2	-25	(-3.9)	-9	(-81.8)	884	11
食料品	203	206	3	0	3	(1.5)	-3	(-100.0)	284	3
化学	72	74	0	0	2	(2.8)	0	(0.0)	88	0
金属製品	101	92	0	1	-9	(-8.9)	1	(100.0)	141	0
建設業	227	223	6	4	-4	(-1.8)	-2	(-33.3)	296	8
土木	47	54	1	2	7	(14.9)	1	(100.0)	68	2
建築	119	122	2	1	3	(2.5)	-1	(-50.0)	154	3
その他	61	47	3	1	-14	(-23.0)	-2	(-66.7)	74	3
運輸交通業	272	304	2	0	32	(11.8)	-2	(-100.0)	357	2
道路貨物運送業*	251	281	2	0	30	(12.0)	-2	(-100.0)	333	2
貨物取扱業	25	40	0	1	15	(60.0)	1	(100.0)	44	0
陸上貨物取扱業*	24	38	0	1	14	(58.3)	1	(100.0)	42	0
農林業	32	61	0	1	29	(90.6)	1	(100.0)	46	0
畜産水産業	98	112	0	1	14	(14.3)	1	(100.0)	136	0
商業	296	324	1	1	28	(9.5)	0	(0.0)	407	2
小売業	216	245	0	1	29	(13.4)	1	(100.0)	296	1
社会福祉施設	110	153	0	1	43	(39.1)	1	(100.0)	167	0
飲食店	75	61	0	0	-14	(-18.7)	0	(0.0)	102	0
その他	372	381	1	5	9	(2.4)	4	(400.0)	527	1

(注)表中の死亡者数は、死傷者数(休業4日以上)の内数。

* 「道路貨物運送業」と「陸上貨物取扱業」を合わせて「陸上貨物運送事業」という。

事業者の皆様へ

年末年始の労働災害を防止しましよう

期間 令和2年12月1日(火)～令和3年1月31日(日)

中災防年末年始無災害運動スローガン

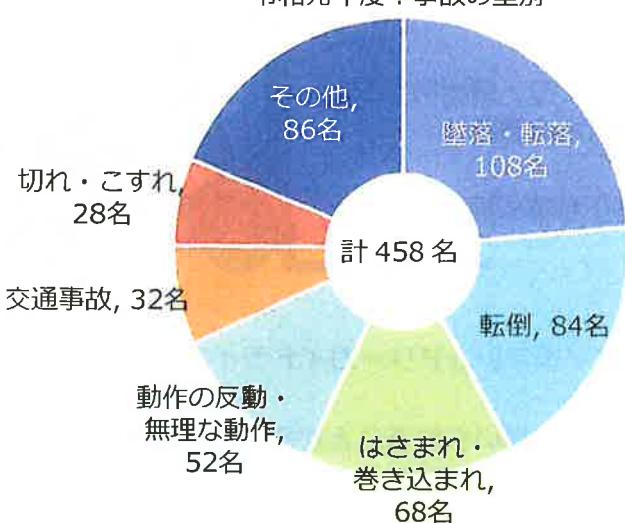
きっちり確認 ゆっくり休息

しっかり準備 年末年始無災害



年末年始の労働災害発生状況

令和元年度：事故の型別



令和2年の休業4日以上の死傷者数は2,280人と前年比+127人(+5.9%)と大幅に増加しています。死亡者数も7月以降、多発傾向にあり計16人の尊い命が失われています。

これから迎える年末年始は、急ぎの仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等いつもと違った作業が多くなります。特に今回は感染症対策（「密閉」「密集」「密接」の3密を避け消毒する）を講じながら迎える年末年始であるため、十分な準備や検討がされないまま、多くの非定常作業を行なうことが想定されます。

明るい新年を迎えるために労使一体となって、労働災害防止対策を徹底しましょう。



～非定常作業における労働災害防止のために～

機械の立上げや停止の際は特に注意が必要です。

機械の停止時・運転開始時における合図は徹底していますか？

補修作業や清掃作業で化学物質を使用していませんか？
ばく露対策を講じましたか？

滑ったり、転んだりするような危険な通路、作業動線になっていますか？

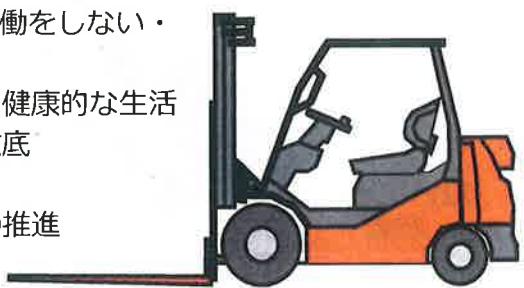
高所作業では、墜落防止措置(手すり等の設置／墜落制止用器具・ヘルメット)を事前に確認しましたか？
スレート屋根ではありませんか？

はざまれ・巻き込まれを防止する囲いを取り外したりしていませんか？安全装置を無効化していませんか？



～事業場の実施事項～

- ① 経営トップによる年末・年始の災害防止に関する決意表明
- ② リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- ③ K Y (危険予知) 活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ④ 機械設備に係る一斉検査及び作業開始前点検の実施
- ⑤ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑥ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑦ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑧ 交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 安全衛生パトロールの実施
- ⑩ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑪ 年末時期の大掃除等を契機とした 5 S の徹底
- ⑫ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑬ 「STOP! 転倒災害プロジェクト茨城」に基づく転倒災害防止対策の推進
- ⑭ ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策、過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑮ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活
- ⑯ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- ⑰ 職場のハラスマント防止につながる取組の推進
- ⑱ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑲ 安全衛生旗の掲揚、ポスター及びのぼり等の掲示



～転倒災害防止のために～

近年、転倒災害が増加しており、高年齢労働者の安全対策（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえた対策が必要です。

特に年末年始は非定常作業が多く、時間の制約がある中での作業を強いられることから、近道行動などが起こりがち。普段は物が置いてないところに物があるだけで転倒災害の要因になります。

忙しい年末年始こそ整理整頓など 4 S 活動に力を入れ事前の対策を行いましょう。

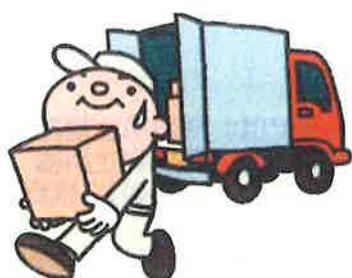
～交通労働災害防止のために～

冬期の凍結した路面は特に注意が必要です。

交通労働災害は、全業種で起こりうる災害の一つです。

特に、年末年始は人や物の移動が多くなることに加えて、路面の凍結や不慣れな雪道となることから、交通事故が急増する時期となります。特に建設業では乗り合いで現場へ行く機会が多いことから、一度の交通事故で複数の方が亡くなる災害が多く発生しています。

交通労働災害防止のためのガイドラインを遵守してください。



✓ 荷主・元請事業者による配慮

- ✓ 交通安全管理体制の強化
- ✓ 安全な運転のための対策
- ✓ 安全教育の実施
- ✓ 働く人の意識の高揚
- ✓ 健康管理の徹底

～ストレスチェックを適切に実施しましょう～

ストレスチェックはメンタル不調になることを未然に防止させる一次予防です。

労働者 50 名以上（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）を雇い入れている事業場は、ストレスチェックの実施が義務付けられました。実施後、遅滞なく様式第 6 号の「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」の提出が必要となります。以降、1 年以内毎に 1 回定期に実施し、その都度監督署への結果報告が必要になります。

令和2年 死亡災害事例

N.O. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.1 1月 13~14時	作業員 40歳代 10か月	産業廃棄物 処理業	はされ・ 巻き込まれ	ごみ収集車で収集作業中、回収した可燃ごみを一人で車両後部の投入口に入れていたところ、ごみを車両に回収するために連続回転している回転板に身体を巻き込まれ、死亡した。
			トラック	
No.2 2月 7~8時	貨物自動車 運転者 50歳代 11年	陸上貨物 取扱業	墜落・転落	納品先の工場において、積載型トラッククレーンの荷台に積んできたガスボンベ（直径1m、長さ1.2m）にワイヤーロープを掛け一人で荷下ろし作業中、荷台のガスボンベの上（高さ約1.7m）から地面に転落し、死亡した。
			移動式 クレーン	
No.3 2月 11~12時	作業者 60歳代 18年	土地整理 土木工事業	はされ・ 巻き込まれ	雨水排水溝工事現場において、不整地運搬車の荷台に積まれた強化プラスチック製の側溝をクレーン機能付き油圧ショベルで荷下ろしするため、当該不整地運搬車の後方で玉掛用具を持って待機していたところ、荷下ろしのために近づいてきたクレーン機能付き油圧ショベルと不整地運搬車の間にはされ、死亡した。
			整地・運 搬・積込み 用機械	
No.4 3月 12~13時	作業者 70歳代 12年	社会福祉 施設	墜落・転落	事業場内の法面（勾配43°）で除草剤を散布していたところ、何らかの原因で墜落し、死亡しているのが発見された。
			地山・岩石	
No.5 4月 19~20時	運転者 40歳代 5年	農業	交通事故	トラックを運転して荷物を運搬中、カーブを曲がり切れず、コンクリート壁に衝突し、車外に投げ出されて死亡した。
			トラック	
No.6 5月 8~9時	土工 40歳代 15年	道路建設 工事業	激突され	建設現場内の道路脇の斜面にある立木（胸高直径22センチメートル、樹高約15メートル）をチェーンソーで伐倒していたところ、伐倒していた立木が縦に裂けて跳ね上がり、被災者の頭部を直撃した。
			立木等	
No.7 6月 13~14時	作業者 70歳代 40年	畜産業	交通事故	フォークリフトのパレット上にゴムホースのドラムを載せて、町道の下り坂を走行していたところ、ブレーキが利かなくなり道路左側の斜面に衝突し、横転した。その際、運転していた被災者は道路に投げ出され、フォークリフトの下敷きになり死亡、同乗者も道路に投げ出されて負傷した。
			フォーク リフト	

N.O. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.8 7月 6~7時	配達員 30歳代 1年	新聞販売業	交通事故	原付バイクで片側一車線の道路を走行中、前方から走行してきた乗用車と正面衝突した。
			乗用車・バス・バイク	
No.9 7月 14~15時	作業者 70歳代 2年	その他の事業 —その他	崩壊・倒壊	低温倉庫内において、フレコンバッグ（1袋の重量1トン）を同僚が運転するフォークリフトを使用して移動させる作業中、被災者の背後にあった4段積みのフレコンバッグが倒れ、下敷きになったもの。
			荷姿の物	
No.10 8月 13~14時	ゴミ収集員 50歳代 5年	その他の廃棄物処理業	交通事故	同僚と二人でごみ収集作業中、被災者は車から降りて収集場所のごみを収集車に積み込んだ後、徒歩で次の収集場所へ移動していたところ、被災者が住宅の駐車場のチェーンにつまずいて転び、左折してきた収集車にひかれた。
			トラック	
No.11 8月 10~11時	その他の職種 70歳代 20年	クリーニング業	墜落・転落	工場の屋外に設置された排気ダクトから異音がしたため、被災者がスレートの屋根に登り点検していたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、約5メートル下のコンクリート床に墜落した。
			屋根・はり・もや・けた・合掌	
No.12 9月 11~12時	作業者 20歳代 6年	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落・転落	倉庫建設現場において、被災者が鉄骨に上り鉄骨のボルトの本締め作業を行っていたところ、天井下地材の薄板鋼板を踏み抜き、約6.42メートル下のコンクリート床に墜落した。
			作業床・歩み板	
No.13 9月 9~10時	配管工 30歳代 3か月	機械器具設置工事業	激突され	工場建設現場において、小型ボイラー（高さ2.7メートル、重量2.8トン）を据え付けるための搬入作業中、建物の段差部分を通過する際に、当該ボイラーの下にハンドリフトを差し入れてボイラーを浮かせていたところ、ボイラーがバランスを崩して横転し、被災者が下敷きになった。
			荷姿の物	
No.14 10月 9~10時	運転者 30歳代 3年	産業廃棄物処理業	飛来・落下	事業場内で、脱着装置付きコンテナ車（大型トラック）にコンテナ（荷台）を架装するため、車体に装着されたアームのフックにコンテナを引っ掛けたトラックの車体に引き上げ架装していたところ、フックが外れてコンテナがずり落ち、後方を通りかかった被災者に激突した。
			トラック	
No.15 10月 8~9時	作業者 60歳代 51年	その他の金属製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	被災者は、ワイヤーロープを製造する回転式装置に鉄線を巻き付ける作業を一人で行っていたところ、当該装置に頭部を巻き込まれて死亡した。被災者は始業前に一人で作業を行っており、出勤した同僚に発見された。
			その他の金属加工用機械	

NO. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.16 10月 19~20時	作業者 30歳代 8年	その他の廃棄物処理業	有害物等との接触	下水道管の汚泥を取り除く作業を終えてマンホールから地上に出ようとしていたところ、マンホールの底（深さ約7メートル）に転落した。マンホール内からは、有毒ガスの硫化水素と一酸化炭素が検出された。
			異常環境等	

※ 死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。